

# 横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領

制定 平成24年5月1日 建住整 第1316号  
最近改正 令和2年3月16日 建住政 第2269号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要領は、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度要綱（以下「要綱」という）第28条に基づき、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度を実施する上での細目を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義については、要綱に定める用語の意義と同一のものとする。

## 第2章 供給計画等

### (供給計画の申請及び認定)

第3条 要綱第5条第3項の規定により、土地所有者等が、供給計画の認定を申請するときは、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画認定申請書（共同住宅等は第1号様式、一戸建て住宅は第10号様式）を、管理業務者を經由して市長へ申請しなければならない。

2 要綱第7条の規定により、市長は、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画認定申請書を受理したときは、その内容を審査した上、適当と認めるときは、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画認定書（共同住宅等は第2号様式、一戸建て住宅は第11号様式）により、管理業務者を經由して認定事業者に通知するものとする。

### (添付図書)

第4条 要綱第5条第4項に規定する申請書に添付する必要な書類については、次に掲げるものとする。

- (1) 賃貸住宅の位置を表示した付近見取り図
- (2) 方位、賃貸住宅の敷地の境界線及び敷地内における賃貸住宅の位置を表記した配置図
- (3) 方位を表示した申請する住戸の平面図
- (4) 認定を申請しようとする者が当該認定に係る賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の土地の所有権又はその土地についての建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用賃借による権利を有する者であることを証する書類
- (5) 近傍同種の住宅の家賃の額を記載した書類
- (6) 検査済証、検査済証の交付が確認できる建築確認申請台帳記載証明書又は「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」（平成26年7月国土交通省）に基づく法適合状況調査による不適合事項などがないことを確認できる法適合状況調査報告書

- (7) 認定を申請しようとする者が法人である場合においては、登記簿謄本、定款並びに直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (8) 認定を申請しようとするものが個人である場合においては、資産状況に関する報告書
- (9) 認定を申請しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は、同法第2条第6号に規定する暴力団員でないことを宣誓する書類

（供給計画の軽微な変更）

第5条 要綱第8条の認定を要しない軽微な変更は、次に掲げるものとし、認定事業者は、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画変更届出書（第3号様式）により、管理業務者を経由して市長へ届け出るものとする。

- (1) 賃貸住宅の戸数が5戸を超える場合の戸数の変更のうち、5分の1未満の戸数の変更
- (2) 賃貸住宅の所在地の住居表示の変更
- (3) 認定事業者の住所又は代表者の変更

（供給計画の変更）

第6条 要綱第8条の規定により、認定事業者が、供給計画の変更を申請するときは、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画変更認定申請書（第4号様式）により、管理業務者を経由して市長へ申請しなければならない。

- 2 市長は、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画変更認定申請書を受理したときは、その内容を審査した上、適当と認めるときは、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画変更認定書（第5号様式）により、管理業務者を経由して認定事業者に通知するものとする。

（目的外使用）

第7条 要綱第9条の目的外使用の対象となる者は、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅認定基準第5条又は横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅認定基準（一戸建て住宅型）第4条（以下「認定基準」という。）のうち、第5号、第6号、第8号、及び第9号に定める入居資格を満たす者とする。

- 2 前項の要件を満たす者に目的外使用により賃貸しようとする事業者は、供給計画において定める賃貸住宅の入居者の資格に関する事項について、第6条第1項に規定する供給計画の変更を行わなければならない。
- 3 市長は、前項に基づき供給計画の変更の申請があった場合は、第6条第2項に基づき、供給計画の変更の認定を行うものとする。
- 4 当該事業者は、前項の供給計画変更の認定がされた後、国土交通大臣又は地方整備局長等の承認を受けなければならない。
- 5 当該事業者は、前項の承認を受けた後、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅目的外使用承認申請書（共同住宅等は第6号様式、一戸建て住宅は第12号様式）に市長が必要と認める書類を添付し、管理業務者を経由して、市長に申請しなければならない。
- 6 市長は、前項に規定する承認申請書を受理したときは、その内容を審査した上、適当と認めるときは、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅目的外使用承認書（第7号様式）により、管理業務者を経由して、事業者に通知するものとする。

(地位の承継)

第8条 要綱第11条による地位の承継を受けようとする者は、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅認定事業者の地位の承継承認申請書(第8号様式)により、管理業務者を經由して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認申請書を受理したときは、その内容を審査した上、適当と認めるときは、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅認定事業者の地位の承継の承認書(共同住宅等は第9号様式、一戸建て住宅は第13号様式)により、管理業務者を經由して事業者に通知するものとする。

### 第3章 管理

(状況報告)

第9条 管理業務者は、この要領に定めがある事項及びその他の事項について、入居者から申請又は報告があった場合には、市長に報告しなければならない。

2 認定事業者及び管理業務者は、要綱第10条の規定に基づき市長から、管理の状況について報告を求められたときは、速やかに状況を報告しなければならない。

(一般賃貸人と入居者の賃貸借契約の締結)

第10条 一般賃貸人は要綱第16条に規定する賃貸借契約の契約書案を、契約の締結の前に市長に提出しなければならない。

(賃貸借契約の解除原因となる不正な行為)

第11条 要綱第19条に規定する不正な行為とは、入居者が自ら所得若しくは年齢又は同居親族の有無について偽ることその他市長がこれらに類すると認める行為とする。

(認定事業者と管理業務者の賃貸借契約の締結)

第12条 管理業務者は要綱第20条に規定する賃貸借契約の契約書案を、契約の締結の前に市長に提出しなければならない。

(管理業務者及び認定事業者の業務)

第13条 要綱第24条で定める管理業務者が行う業務は、別表1に掲げるものとする。

2 管理業務者は、共益費の収支について、年1回、入居者に報告しなければならない。また、共益費を変更する場合は、変更実施日の1か月前までに入居者に通知しなければならない。

3 要綱第25条第2項で定める認定事業者が行う維持管理・修繕業務は、別表2に掲げるものとする。

(借上対象)

第14条 管理業務者が借り上げる横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の対象は、住宅及び当該住宅に附帯する共同施設とする。ただし、専ら入居者が占有して使用する駐車場等を除く。

(借上賃料)

第15条 横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の借上賃料は、家賃、業務の委託料及び借り上げ事務費を勘案の上、認定事業者と管理業務者との協議により決定する。

- 2 借上賃料は、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅家賃減額助成実施要領第5条に規定する家賃の変更等があったときは、必要に応じて改定することができる。
- 3 借上賃料は、1か月を単位として毎月支払うものとする。ただし、借り上げ期間が1か月に満たない場合には、1か月の借上賃料をその月の日数で除算したものに、その月の借り上げ日数を乗じて得た額に対して、1円未満を四捨五入した額とする。

(住宅の返還及び地位の承継)

第16条 借り上げ契約の期間満了又は解除のときは、管理業務者は横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅を認定事業者に返還するものとし、当該横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅に継続して入居者がいる場合には、認定事業者は管理業務者と入居者との間の賃貸借契約に基づく当該入居者の賃貸人たる地位を承継するものとする。

- 2 前項の場合にあっては、認定事業者は、入居者の敷金及び入居者への敷金返還義務を管理業務者から引き継ぐものとする。
- 3 第1項の規定のうち、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅が認定管理期間内において、借り上げ解除により認定事業者に返還される場合には、認定事業者は速やかに別の管理業務者に、当該横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅を借り上げさせ、又は管理委託しなければならない。

(守秘義務)

第17条 管理業務者は、管理業務等を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

## 第4章 入居者等の変更

(名義承継)

第18条 同居者は、要綱第17条第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときに限り、入居者の名義を承継する(以下「名義承継」という。)ことができるものとする。

- (1) 入居者が死亡し、又は入居者が離婚もしくは離縁により住宅を退去した場合に、現に同居する親族が承継するとき。
  - (2) 入居者が、失踪、拘禁、疾病等による長期不在の場合又は行為能力の喪失、その他市長が認める前号に準じた特別の事情がある場合に、現に同居する親族が承継するとき。
  - (3) その他建築局長が認めるとき。
- 2 同居者は、前項の名義承継を行うときは、管理業務者に次に掲げる書類を添えて通知しなければならない。
- (1) 入居者と名義を承継しようとする者の住民票の写し
  - (2) 名義を承継しようとする者の住民税課税証明書(扶養控除の内訳が記載されているもの)
  - (3) その他管理業務者が必要とする書類
- 3 管理業務者は、同居者から名義承継の通知があったときは、その内容が第1項各号のいずれかに該当することを確認するものとする。

(同居の通知)

第 19 条 入居者は、現に同居している者以外の者を新たに同居させるには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、住宅の管理上支障がない場合でなければならない。

- (1) 同居しようとする者が供給計画の認定基準に定める要件を満たす者であること。
- (2) その他同居を必要とする特別の事情があると建築局長が認めた場合であること。

2 入居者は、前項の同居を開始するときは、次に掲げる書類を添えてあらかじめ管理業務者に同居の通知をしなければならない。

- (1) 入居者と同居させようとする者の続柄を証明する書類
- (2) 前項第 2 号に該当する場合は、当該事情を証明する書類
- (3) 同居させようとする者の住民税課税証明書（扶養控除の内訳が記載されているもの）
- (4) その他管理業務者が必要とする書類

3 管理業務者は、入居者から同居の通知があったときは、その内容が第 1 項各号に該当し、かつ住宅の管理上支障がないことを確認するものとする。

(世帯員変更届)

第 20 条 入居者は、出産、死亡、転出又は氏名変更等入居者及び同居者に増減その他の変更が生じたときは、管理業務者に住民票の写しその他関係事項を証明する書類を添えて届け出なければならない。

(入居届)

第 21 条 入居者は、入居の日から 30 日以内に入居者及び同居者の住民票の写しを添えた入居届を管理業務者に提出しなければならない。

(退去届)

第 22 条 入居者は、住宅を退去する場合は、退去届を管理業務者に提出しなければならない。

(管理業務者の報告義務)

第 23 条 管理業務者は、第 18 条から第 22 条に規定する入居者等の変更が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 3 月 16 日から施行する。

別表1（実施要領第13条第1項） 管理業務者が行う業務

区 分	内 容
1 事業計画の事前相談に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給計画、事業収支計画等の事前相談</li> </ul>
2 供給計画の作成及び市長への各種申請についての連絡調整に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給計画の認定等の申請の指導及び連絡調整</li> <li>・家賃減額助成金の申請手続及び代理請求・受領</li> <li>・その他申請等に関する事</li> </ul>
3 入居者の募集に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理開始予定日の報告 ・公募依頼 ・広告宣伝 ・現地看板 ・地元割当協議 ・先着順受付</li> </ul>
4 使用契約書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借上（管理委託）契約書 ・賃貸借契約書</li> </ul>
5 賃貸借契約に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の締結 ・書類の整理保管</li> <li>・家賃（入居者負担額）改定通知 ・契約満了通知・契約の更新</li> </ul>
6 収入認定書類等、各種書類の入居者への配布	
7 家賃、共益費、敷金に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃承認申請、入居者負担額の設定</li> <li>・家賃限度額及び市場家賃の定期報告</li> <li>・入居者負担額、共益費、敷金、一時金の受領、整理</li> <li>・未収金の督促</li> <li>・入居者への共益費の収支報告</li> <li>・一時金の保証・返還</li> </ul>
8 入退去手続に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解約受付 ・明渡し時立会い点検</li> <li>・原状回復費用負担の調整</li> <li>・敷金精算 ・空家入居者手配</li> </ul>
9 住宅の維持・修繕に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の故意、過失による破損、汚損で入居者が行わないものについて入居者に代わって実施。（費用は入居者負担）</li> <li>・横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅認定基準の第12条から第32条までの基準を維持運営できる体制をとること。</li> </ul>
10 その他横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の管理に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回点検 ・入居者との連絡通知、折衝 ・名義承継承認</li> <li>・同居承認 ・各種届出の受付 ・トラブル処理業務</li> <li>・入居者の変更事項についての横浜市への報告</li> <li>・管理状況報告等 ・その他</li> </ul>

別表2（実施要領第13条第3項） 認定事業者が行う維持・管理

（ただし、入居者の故意、又は過失による破損を除く。）

区 分	内 容
建物本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根、屋上、バルコニーの修繕</li> <li>・網戸、雨戸、雨桶類の修繕及び交換</li> </ul>
内部設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室、給湯、厨房、トイレ設備、ガス漏れ警報機</li> </ul>
給排水管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内、屋外給排水管類の交換及び破損修繕</li> </ul>
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外柵、門扉類の塗装及び破損修理</li> <li>・石垣、土止めその他破損修繕</li> </ul>
外部設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽、受水槽、消火設備、テレビ共聴アンテナ等の取替え、修繕、消火器その他備品の補充</li> </ul>
法定点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降機、浄化槽、受水槽、消火器、非常ベル、避難器具の法定点検</li> </ul>
敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の道路（通路）、駐車場、自転車置場、物置、ごみ置場、児童遊戯施設等の修繕</li> <li>・植栽、芝生、花壇の維持・修繕</li> </ul>
天災・地変	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、風水害等による建物の破損修繕</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の他、住宅の良好な管理に必要な維持修繕</li> </ul>



（申請先）  
横 浜 市 長

（認定申請者住所又は所在地）  
（ふりがな）  
（認定申請者氏名又は名称） 印  
（生年月日）  
（性別）

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
供給計画認定申請書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領第3条第1項に基づき、賃貸住宅の管理に関する計画について、別紙のとおり認定を申請します。

なお、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画認定申請に当たり、次の事項について相違ない旨を誓約し、本申請に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議を申し立てません。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません。
- 2 当社（私）は、暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人又は個人ではありません。

備考

1. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

## 供給計画

### 1 賃貸住宅の名称及び位置等

住宅名称	
地名地番	
敷地の面積	
敷地に関する権原	1 所有権 2 地上権・賃借権・使用貸借による権利 期間は、 年 月 日から 年 月 日まで
賃貸住宅に関する権原	1 所有権 2 賃借権・使用貸借による権利 期間は、 年 月 日から 年 月 日まで

### 2 賃貸住宅の戸数

住宅戸数	認定申請対象戸数	戸（全体戸数	戸）
------	----------	--------	----

### 3 賃貸住宅の規模、構造及び設備

#### (1) 住棟ごとの構造等

地名地番	整備種別	築年数	戸数	住宅の構造
	転用			
計				

#### (2) 住戸ごとの規模

住棟番号	住戸番号	床面積	居室数
		m <sup>2</sup>	室
		m <sup>2</sup>	室
		m <sup>2</sup>	室
		m <sup>2</sup>	室
		m <sup>2</sup>	室
合計			

#### (3) 各住戸に備える設備

台所	（有・無）
水洗便所	（有・無）
収納設備	（有・無）
洗面所	（有・無）
浴室	（有・無）
危険防止対策	（ ）
その他	（ ）

4 賃貸住宅の整備に関する資金計画

内 訳		(円)
整備所要資金 予定額	整備費 その他 計	
調達計画	自己資金 借入金 計	

5 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅認定基準第5条に規定する条件のすべてに該当する者であること。  
 なお、認定基準の改正に伴い第5条に規定する条件に変更があった場合は、施行日以降、変更後の条件とする。

6 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

(1) 家賃等

家賃の額については、120,000円以下かつ近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう、当初の家賃の予定額については次のとおり定めるものとする。

なお、家賃の減額を行う場合において入居者が支払う家賃の額は、「減額後家賃」の欄に記載するのとおりである。

住棟番号	住戸番号	近傍同種家賃	家賃	減額後家賃

敷 金	家賃の か月分
賃貸条件の制限	家賃、敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となるようなことを賃貸の条件としない。

(2) 入居者の募集の方法及び選定の方法

募集の方法	
選定の方法	

注 「募集の方法」は、新聞掲載、掲示等をいう。

(3) 賃貸借契約の解除

賃貸借契約の解除	一般賃貸人は、入居者が、不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とする。
----------	--

7 賃貸住宅の管理の方法及び期間

管理の期間	年 月から 年 月まで ( 年 か月間)
管理期間における管理の方法	1. 賃貸住宅の管理の委託 2. 転貸者への賃貸住宅の転貸 3. 自ら管理
管理の方法 1 又は 2 の場合の委託又は賃貸する相手 (以下「管理業務者」という。) の氏名又は名称	
管理業務者又は 3 の場合の申請者の概要	別添「管理業務者の概要」による。
賃貸住宅の修繕	外壁補修、屋上防水、鉄部塗装、給排水管改修等について、計画的に実施する。
備付図書	賃貸住宅の賃貸借契約書 家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類 その他 ( )

8 賃貸住宅の整備の事業の実施時期

事業の着手予定年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

管理業務者の概要

氏 名 又 は 名 称		
住所	主 たる 事 務 所	
	当該賃貸住宅の管理を行う事業所	
宅地建物取引業法に基づく免許		( 有 ・ 無 )
免許を有する場合	免 許 種 別	
	免 許 番 号	
	免許取得年月日	
自己資本の額 (円)		
賃貸住宅の管理戸数	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	現 在	年 月 日現在 戸(室)
賃貸住宅の管理を行う人員の数		年 月 日現在 人

(認定申請者住所又は所在地)  
(認定申請者氏名又は名称) 様

横 浜 市 長



横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
供給計画認定書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領（以下「要領」という。）第3条第1項の規定に基づき、年 月 日付けで申請がありました供給計画について、要領第3条第2項の規定に基づき賃貸住宅の管理に関する計画について、次のとおり認定します。

認定する供給計画の内容

供給計画認定申請書のとおり。

なお、認定事業者等は次のとおりです。

認定事業者	賃貸住宅の位置及び住宅名称	
(認定申請者)	位置	横浜市 区
	名称	
住戸数	住戸番号	
戸		

担当：

電話：

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

（届け出先）  
横 浜 市 長

認定申請者住所又は所在地  
認定申請者氏名又は名称 印

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
供給計画変更届出書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領第5条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更点及び変更理由

供給計画認定の年月日 及び認定番号		
住宅の名称		
住宅の所在地		
旧	新	変更理由

備考

1. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

（申請先）  
横 浜 市 長

認定申請者住所又は所在地  
認定申請者氏名又は名称 印

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
供給計画変更認定申請書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領（以下「要領」という。）第3条第2の規定に基づき 年 月 日付け第 号をもって認定を受けた供給計画について、要領第6条第1項の規定に基づき変更の認定を次のとおり申請します。

1 変更後の供給計画  
別添のとおり

2 変更点及び変更理由

住 宅 の 名 称		
住 宅 の 所 在 地		
旧	新	変更理由

備考

1. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。



第5号様式（第6条第2項）

第 年 月 日 号

(認定申請者住所又は所在地)  
(認定申請者氏名又は名称) 様

横 浜 市 長



横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
供給計画変更認定書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領（以下「要領」という。）第3条第2項の規定に基づき 年 月 日付け第 号をもって認定を受けた供給計画について、要領第6条第2項の規定に基づき次の条件を付して認定します。

(認定の条件)

年 月 日付け第 号をもって認定した供給計画に従って、横浜市子育て世帯向け優良賃貸住宅の管理を行うこと。

なお、認定事業者等は次のとおりです。

住 宅 の 名 称		
住 宅 の 所 在 地		
旧	新	変更理由

担当：

電話：

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

（申請先）  
横 浜 市 長

認定申請者住所又は所在地  
認定申請者氏名又は名称 印

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
目的外使用承認申請書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領第7条第2項の規定により、次のとおり、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の目的外使用を申請します。

1 住宅名：  
所在地：

2 対象住戸

住戸番号	空家期間

3 契約者氏名

4 目的外使用により契約する期間  
年 月 日～ 年 月 日

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

第7号様式（第7条第3項）

第 年 月 日 号

（認定申請者住所又は所在地）  
（認定申請者氏名又は名称） 様

横 浜 市 長



横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
目的外使用承認書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領（以下「要領」という。）第7条第2項の規定に基づき 年 月 日付けで申請のありました目的外使用については、要領第7条第3項の規定に基づき次の条件を付して承認します。

- 1 目的外使用する住宅  
所在地  
住宅名  
契約期間 年 月 日～ 年 月 日
- 2 入居者氏名

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

（申請先）  
横 浜 市 長

（認定申請者住所又は所在地）  
（ふりがな）  
（認定申請者氏名又は名称） 印  
（生年月日）  
（性別）

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
認定事業者の地位の承継承認申請書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領（以下「要領」という。）第3条第2項の規定に基づき 年 月 日付け第 号をもって供給計画が認定された横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅について、認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認を、要領第8条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

なお、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の管理については、当該供給計画に従って行います。

- 1 申請者と認定事業者との関係
- 2 申請者と認定事業者の関係を証す書類
- 3 申請者が横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の管理に必要な権原を取得した時期

なお、この地位の承継承認申請に当たり、次の事項について相違ない旨を誓約し、本申請に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議を申し立てません。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません
- 2 当社（私）は、暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人又は個人ではありません。

備考

1. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

第9号様式（第8条第2項）

第 年 月 日 号

（認定申請者住所又は所在地）  
（認定申請者氏名又は名称） 様

横 浜 市 長



横浜市子育て世帯向け優良賃貸住宅  
認定事業者の地位の承継承認書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領（以下「要領」という。）第8条第1項の規定に基づき 年 月 日付けで申請のありました供給計画の認定に基づく地位の承継については、要領第8条第2項の規定に基づき次の条件を付して承認します。

（承認の条件）

年 月 日付け第 号をもって認定した供給計画に従って、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の管理を行うこと。

なお、認定事業者等は次のとおりです。

認定事業者	賃貸住宅の位置及び住宅名称	
(認定申請者)	位置	横浜市 区
	名称	
住戸数	住戸番号	
戸		

担当：  
電話：

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

（申請先）  
横 浜 市 長

（認定申請者住所又は所在地）  
（ふりがな）  
（認定申請者氏名又は名称） 印  
（生年月日）  
（性別）

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
供給計画認定申請書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領第3条第1項に基づき、賃貸住宅の管理に関する計画について、別紙のとおり認定を申請します。

なお、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画認定申請に当たり、次の事項について相違ない旨を誓約し、本申請に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議を申し立てません。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません。
- 2 当社（私）は、暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人又は個人ではありません。

備考

1. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

## 供給計画

### 1 賃貸住宅の名称及び位置等

住宅名称	
地名地番	
敷地の面積	
敷地に関する権原	1 所有権 2 地上権・賃借権・使用貸借による権利 期間は、 年 月 日から 年 月 日まで
賃貸住宅に関する権原	1 所有権 2 賃借権・使用貸借による権利 期間は、 年 月 日から 年 月 日まで

### 2 賃貸住宅の戸数

住宅戸数	認定申請対象戸数	戸
------	----------	---

### 3 賃貸住宅の規模、構造及び設備

#### (1) 住戸の構造等

地名地番	整備種別	築年数	戸数	住宅の構造

#### (2) 住戸の規模

床面積	居室数
m <sup>2</sup>	室

#### (3) 各住戸に備える設備

台所	( 有 ・ 無 )
水洗便所	( 有 ・ 無 )
収納設備	( 有 ・ 無 )
洗面所	( 有 ・ 無 )
浴室	( 有 ・ 無 )
危険防止対策	( )
その他	( )

4 賃貸住宅の整備に関する資金計画

		内 訳	(円)
整備所要資金 予定額	整備費 その他 計		
調達計画	自己資金 借入金 計		

5 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅認定基準（一戸建て住宅型）第4条に規定する条件のすべてに該当する者であること。  
 なお、認定基準の改正に伴い第4条に規定する条件に変更があった場合は、施行日以降、変更後の条件とする。

6 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

(1) 家賃等

家賃の額については、140,000円以下かつ近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう、当初の家賃の予定額については次のとおり定めるものとする。

なお、家賃の減額を行う場合において入居者が支払う家賃の額は、「減額後家賃」の欄に記載するのとおりである。

近傍同種家賃	家賃	減額後家賃

敷金	家賃のか月分
賃貸条件の制限	家賃、敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となるようなことを賃貸の条件としない。

(2) 入居者の募集の方法及び選定の方法

募集の方法	
選定の方法	

注 「募集の方法」は、新聞掲載、掲示等をいう。

(3) 賃貸借契約の解除

賃貸借契約の解除	一般賃貸人は、入居者が、不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とする。
----------	--



7 賃貸住宅の管理の方法及び期間

管理の期間		年 月から 年 月まで ( 年 か月間)
管理の方法	管理期間における管理の方法	1. 賃貸住宅の管理の委託 2. 転貸者への賃貸住宅の転貸 3. 自ら管理
	1又は2の場合の委託又は賃貸する相手(以下「管理業務者」という。)の氏名又は名称	
	管理業務者又は3の場合の申請者の概要	別添「管理業務者の概要」による。
	賃貸住宅の修繕	外壁補修、屋上防水、鉄部塗装、給排水管改修等について、計画的に実施する。
	備付図書	賃貸住宅の賃貸借契約書 家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類 その他 ( )

8 賃貸住宅の整備の事業の実施時期

事業の着手予定年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

9 改良工事を実施しようとする建築物に関する事項(改良を伴う場合のみ)

改良前の用途		
建築年月		年 月 (竣工後 年 月)
改良工事の概要	住戸内改修	
	その他	

管理業務者の概要

氏 名 又 は 名 称		
住所	主 たる 事 務 所	
	当該賃貸住宅の管理を行う事業所	
宅地建物取引業法に基づく免許		( 有 ・ 無 )
免許を有する場合	免 許 種 別	
	免 許 番 号	
	免許取得年月日	
自己資本の額 (円)		
賃貸住宅の管理戸数	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	現 在	年 月 日現在 戸(室)
賃貸住宅の管理を行う人員の数		年 月 日現在 人

(認定申請者住所又は所在地)  
(認定申請者氏名又は名称) 様

横浜市 長 印

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
供給計画認定書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領 (以下「要領」という。) 第3条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで申請がありました供給計画について、要領第3条第2項の規定に基づき賃貸住宅の管理に関する計画について、次のとおり認定します。

認定する供給計画の内容

供給計画認定申請書のとおり。

なお、認定事業者等は次のとおりです。

認定事業者	賃貸住宅の位置及び住宅名称	
(認定申請者)	位置	横浜市 区
	名称	
	住戸数	戸

担当 :

電話 :

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

(申請先)  
横 浜 市 長

認定申請者住所又は所在地  
認定申請者氏名又は名称 印

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
目的外使用承認申請書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領第7条第2項の規定により、次のとおり、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の目的外使用を申請します。

- 1 住宅名：  
所在地：
- 2 空家期間  
年 月 日～ 年 月 日
- 3 契約者氏名
- 4 目的外使用により契約する期間  
年 月 日～ 年 月 日

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

第 年 月 日 号

（認定申請者住所又は所在地）  
（認定申請者氏名又は名称） 様

横 浜 市 長



横浜市子育て世帯向け優良賃貸住宅  
認定事業者の地位の承継承認書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領（以下「要領」という。）第8条第1項の規定に基づき 年 月 日付けで申請のありました供給計画の認定に基づく地位の承継については、要領第8条第2項の規定に基づき次の条件を付して承認します。

（承認の条件）

年 月 日付け第 号をもって認定した供給計画に従って、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の管理を行うこと。

なお、認定事業者等は次のとおりです。

認定事業者	賃貸住宅の位置及び住宅名称	
(認定申請者)	位置	横浜市 区
	名称	
	住戸数	戸

担当：  
電話：

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

(届け出先)  
横浜市 長

認定申請者住所又は所在地  
認定申請者氏名又は名称 印

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅  
管理期間終了届出書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領第24条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

供給計画認定の年月日 及び認定番号	年 月 日付け 第 号
住宅の名称	
住宅の所在地	
管理期間が終了する住戸番号	
管理期間が終了する年月日	年 月 日

備考

1. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。